平成２９年（フ）第１１号
大分県竹田市久住町大字白丹551番地
債務者　加口　信一
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２９年（フ）第２８１号
千葉県野田市木間ケ瀬730番地179
債務者　三田　基博
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２８２号
千葉県野田市木間ケ瀬730番地179
債務者　三田豊代子
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３１６号
千葉県野田市桜木24番地の５
債務者　濵田佐和子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３８６号
千葉県松戸市松戸新田498番地　八千代荘３号
債務者　髙安　宣子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３８７号
千葉県松戸市松戸新田446番地の22　ハイネスヴィレッジ201号
債務者　近藤　栄一
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３９５号
千葉県松戸市串崎南町73番地の４　マーシュハイツ２号
債務者　谷口佐代子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３９６号
千葉県松戸市西馬橋幸町120番地　第２スカイハイツ301号
債務者　内田　秀樹
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３９７号
千葉県我孫子市天王台２丁目18番10―203号　コーポＡＤ
債務者　神田　新一
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４０４号
千葉県野田市木間ケ瀬1842番地の１
債務者　神田　昭一
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４１０号
千葉県鎌ケ谷市道野辺本町２丁目22番16号
債務者　治野のり子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４５０号
千葉県柏市宿連寺370番地４　テラス永村６号
債務者　石井　信臣
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５０４１号
東京都板橋区常盤台１丁目58―４―108
債務者　佐賀　滋穂
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１０１号
東京都福生市大字福生2323―５―303
債務者　白川かおり（旧姓羽村）
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１０２号
東京都青梅市友田町１丁目1035―38
債務者　島袋　夏希
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１０３号
東京都大田区池上５丁目27―４―305
債務者　佐藤　和美
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１０４号
東京都豊島区南大塚１丁目33―９　トップ南大塚第三503号
債務者　星　　嘉孝
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部